

藤枝市区町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率	
					B / A	前年度
2 年度	人 144,096	千円 67,852,096	千円 1,845,525	千円 6,843,672	% 10.1	% 11.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

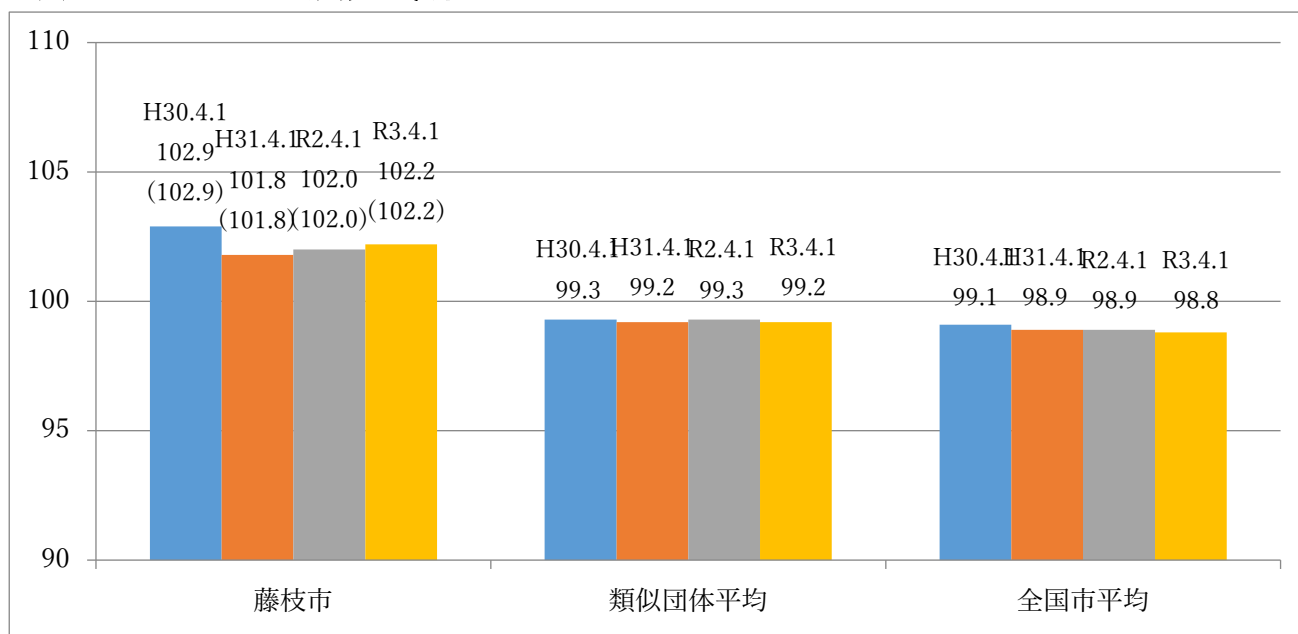
区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B / A	類似団体
2 年度	人 673	千円 2,588,582	千円 630,661	千円 1,030,941	千円 4,250,184	千円 6,316	千円 6,020

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③令和3年4月1日現在のラスパイレス指数が100を超えている。

【理由】・国と比較して初任給が高くなっているため
・55歳以上の昇給停止措置を行っていないため

【改善】・近隣市の状況を見ながら検討をしていく

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、藤枝市においても3%を支給。

（参考）

	支給割合（年度）					
	H28	H29	H30	R元	R2	R3
基準による支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%
藤枝市の支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤枝市	39.5歳	325,642円	409,079円	348,308円
静岡県	42.7歳	332,600円	433,303円	370,306円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.3歳	317,759円	400,282円	356,590円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤枝市	53.0歳	62人	380,341円	415,938円	396,330円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.5歳	15人	375,953円	426,205円	393,313円	廃棄物処理業	46.6歳	304,600円	1.40
うち学校給食員	52.5歳	13人	375,612円	399,352円	386,243円	飲食物調理従事者	43.4歳	266,000円	1.50
うち用務員	53.6歳	22人	383,973円	414,396円	404,787円	※：日雇われなど 多量・短期・非常勤等	50.3歳	235,200円	1.76
うち自動車運転手	58.7歳	2人	393,094円	461,986円	401,044円	乗用自動車運転者	57.6歳	245,800円	1.88
うちその他	53.4歳	10人	382,532円	416,281円	394,422円	—	—	—	—
静岡県	54.3歳	135人	299,200円	345,746円	318,803円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	41人	318,632円	354,994円	335,176円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	藤枝市	—	—
うち清掃職員	6,890,115円	4,236,800円	1.63
うち学校給食員	6,541,998円	3,502,000円	1.87
うち用務員	6,798,091円	3,186,100円	2.13
うち自動車運転手	7,401,967円	3,186,300円	2.32
うちその他	6,789,161円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30～令和2年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		藤 枝 市	静 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	188,700 円	192,266 円	182,200 円
	高 校 卒	160,100 円	157,827 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	155,586 円	—
	中 学 卒	—	142,544 円	—

(2) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

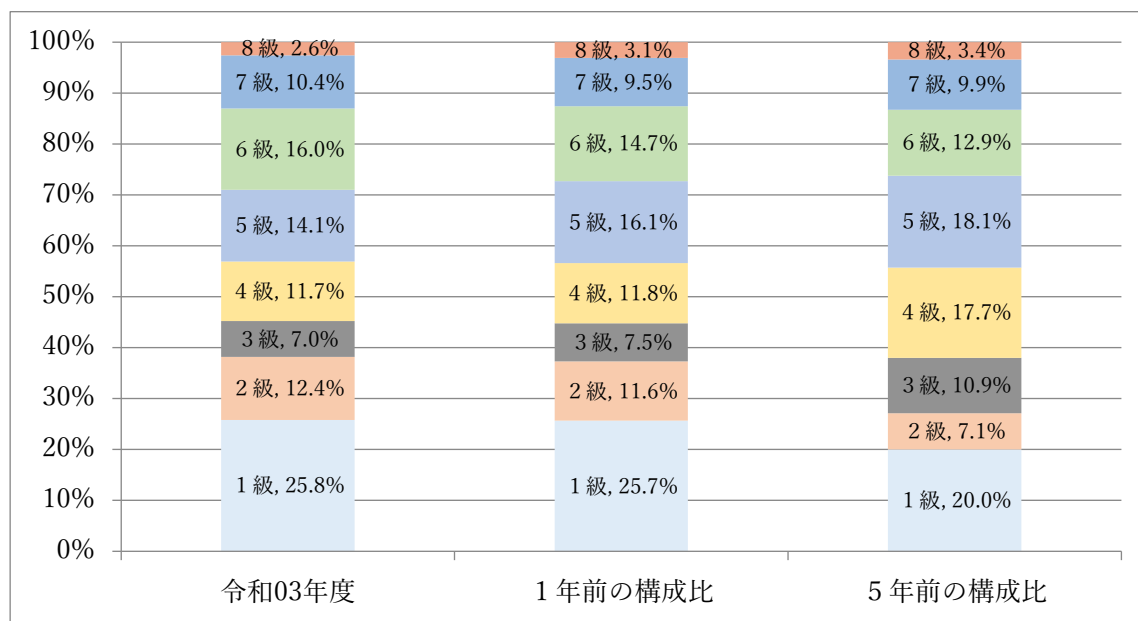
区 分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大 学 卒	248,694円	349,664円	394,038円	413,892円
	高 校 卒	212,850円	326,300円	362,600円	400,100円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	367,600円
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

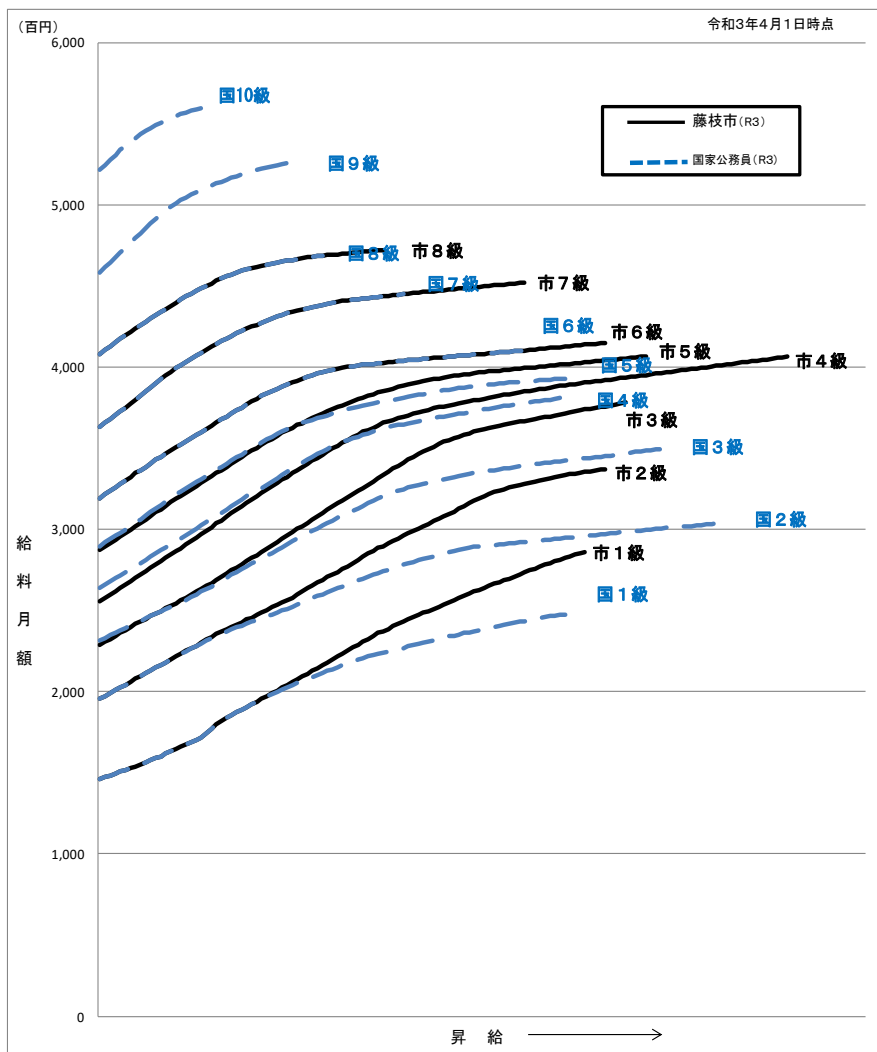
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・局長・部付理事の職務	14人	2.6%	408,100円	472,200円
7級	課長・所長の職務	55人	10.4%	362,900円	452,100円
6級	主幹の職務の職務	85人	16.0%	319,200円	415,000円
5級	係長・センター長	75人	14.1%	289,400円	406,500円
4級	主任主査の職務	62人	11.7%	255,600円	406,300円
3級	主査の職務	37人	7.0%	228,900円	378,000円
2級	主任主事・主任技師の職務	66人	12.4%	195,500円	337,100円
1級	主事・主事補・技師・技師補の職務	137人	25.8%	146,100円	286,200円

- (注) 1 藤枝市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

藤枝市		静岡県		国	
1人当たり平均支給額 1,459千円		1人当たり平均支給額 1,723千円		—	
期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

	藤枝市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709000月分
最高限度額	47.7090月分	47.709000月分	47.7090月分	47.709000月分
一人あたりの支給額	4,289千円	22,984千円	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算		定年前早期退職特例措置 2~45%加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		82,904千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度年度決算）		115,787円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	716人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		248千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		10,765円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		3.22%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	-千円	患家1戸につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	237千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	-千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	11千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	-千円	1件につき5,000円 ※夜間の場合は5割増

(5) 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和2年度	257,870千円	425千円
令和元年度	292,594千円	384千円
平成30年度	302,360千円	446千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

(6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	令和2年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	異なる	支給額	69,261千円	240,486円
住居手当		異なる	支給額	52,822千円	128,520円
通勤手当		異なる	支給額	82,822千円	133,583円
管理職手当		同じ		51,106千円	690,616円
休日勤務手当		同じ		5,463千円	29,054円
夜間勤務手当		同じ		-千円	-円
管理職特別勤務手当		同じ		482千円	20,083円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の各手当支給者(短時間勤務職員を含む)である。

手当名		対象及び内容、支給単価等			
扶養手当	対象	扶養親族のある職員			
	支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
住居手当	借家	対象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員		
		支給金額	最大27,000円		
	持家	対象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員		
		支給金額	4,700円		
通勤手当	対象	交通用具利用者		交通機関利用者	
	支給金額	※距離数は片道の距離			
		2km未満(通勤困難者)		2,500円	
		2km以上4km未満		5,500円	
		4km以上6km未満		7,400円	
		6km以上8km未満		9,300円	
		8km以上10km未満		11,200円	
		10km以上12km未満		13,200円	
		12km以上15km未満		15,000円	
		15km以上20km未満		17,300円	
		20km以上25km未満		19,300円	
		25km以上30km未満		21,200円	
		30km以上35km未満		23,200円	
		35km以上40km未満		25,500円	
40km以上		27,800円			
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算				
管理職手当	対象	行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級(課長級) 54,000円 8級(部長級) 72,600円			
休日勤務手当	対象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135			
夜間勤務手当	対象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25			
管理職特別勤務手当	対象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
		支給金額	7級	平日	6時間以内
	7級		週休日等	6時間超	10,000円
	8級	平日	6時間以内	6,000円	
		週休日等	6時間超	12,000円	
	8級	週休日等	6時間超	18,000円	

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給料月額等	類似団体における最高／最低額
給料	市長	900,000円	1,073,000円／ 625,800円
	副市長	720,000円	881,000円／ 682,200円
報酬	議長	500,000円	660,000円／ 452,000円
	副議長	435,000円	620,000円／ 390,000円
	議員	410,000円	590,000円／ 370,000円
期末手当	市長・副市長	4.50月分（令和2年度支給割合）	
	議長・副議長・議員	3.40月分（令和2年度支給割合）	
退職手当	市長	算定方式	給料月額×在職月数×50/100
		1期の手当額	21,600,000円
		支給時期	離職時
	副市長	算定方式	給料月額×在職月数×30/100
		1期の手当額	10,368,000円
		支給時期	離職時

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

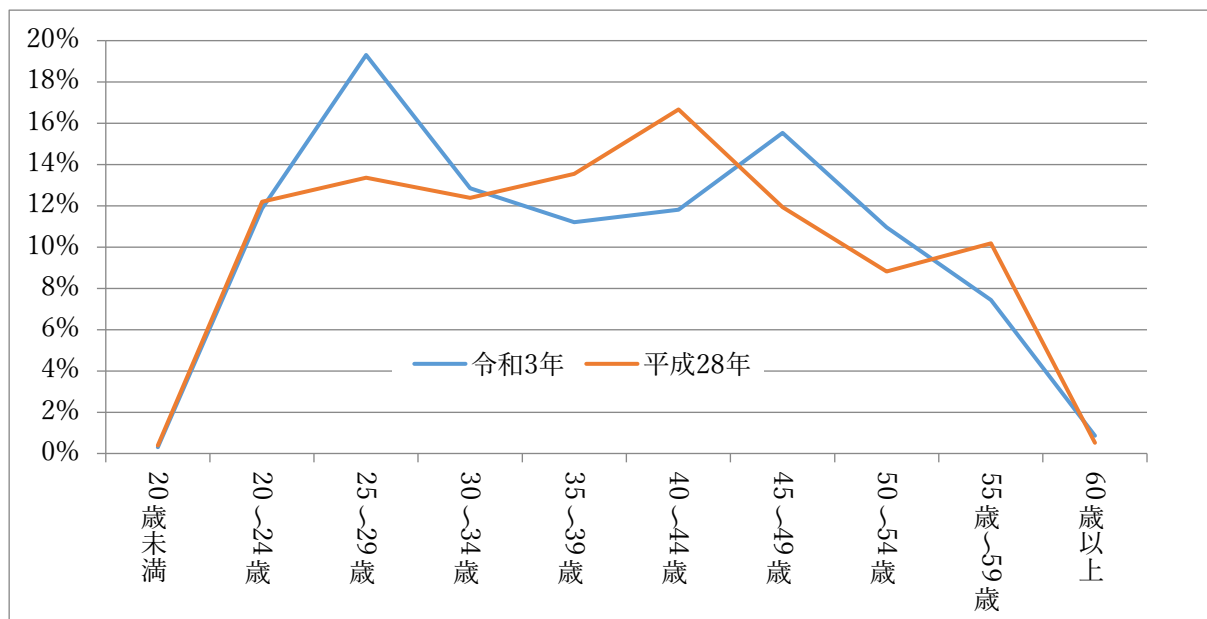
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	
		総務・企画	174	177	+3	組織改編、マイナンバー対応等
		税務	52	53	+1	職員補充
		民生	111	117	+6	保育士増員、組織改編等
		衛生	68	69	+1	ワクチン接種対応
		労働	2	2	0	
		農林水産	30	30	0	
		商工	26	26	0	
		土木	89	91	+2	派遣交流帰任、組織改編等
	計	560	573	+13	<参考>人口1万当たり職員数：37.8人	
		教育部門	113	111	-2	組織の見直し等
	消防部門	0	0	0		
	小計	673	684	+11	<参考>人口1万当たり職員数：47.5人	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	897	919	+22	医療職の増員ほか	
	水道	20	20	0		
	下水道	16	16	0		
	交通			-		
	その他	36	38	2	職員補充等	
	小計	969	993	+24		
合 計		1,618 [1,740]	1,677 [1,740]	+35 [0]	<参考>人口1万当たり職員数：116.4人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5人	195人	317人	211人	184人	194人	255人	180人	122人	14人	1,677人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	538	537	556	559	560	573	35(6.5%)
教育	107	109	112	114	113	111	4(3.7%)
普通会計計	645	646	668	673	673	684	39(6.0%)
公営企業等会計計	897	910	918	945	969	993	96(10.7%)
総合計	1,542	1,556	1,586	1,618	1,642	1,677	135(8.8%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B/A	前年度
R2年度	千円 19,280,222	千円 188,711	千円 6,637,242	% 34.4	% 34.7

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	B/A	県平均
R2年度	人 923	千円 3,386,881	千円 1,899,002	千円 1,351,360	千円 6,637,243	千円 7,191	千円 7,527

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	40.5歳	467,637円	1,109,648円
看護師	36.4歳	279,716円	373,636円
事務職員	42.7歳	307,221円	410,149円
団体平均	39.7歳		472,466円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

病院事業		藤枝市（一般会計）	
1人当たり平均支給額 1,507千円		1人当たり平均支給額 1,459千円	
期末手当 2.55月分 (1.35月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	期末手当 2.55月分 (1.35月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		191,208千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度年度決算）		208,970円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	15%	122人	%
その他の職員	3%	793人	3%

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）			640,748千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）			757,385円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）			92.5%	
手当の種類（手当数）			16種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
医務手当	医師	診療、検診、検疫、救護その他保健指導	352,765千円	次表参照
分娩手当	医師	分娩	13,244千円	
診療手当	医師		9,635千円	
救急勤務医手当	医師	正規の勤務時間以外の時間帯に救急外来における当直勤務	16,992千円	
病院勤務手当	技師、看護師等	診療若しくは看護又は患者に接する業務	44,938千円	
放射線取扱手当	技師等	エックス線の照射及び撮影又は有害放射線の照射及び測定	886千円	
夜間看護手当	看護師、看護助手	病棟に勤務する看護師、准看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合支給	183,755千円	
診断書等作成手当	医師	医師又は歯科医師たる職員が、診断書その他管理者が別に定める文書の作成	6,391千円	

種類	金額
医務手当	院長 月額 370,000 円以内 副院長 月額 330,000 円以内 医師、歯科医師 月額 300,000 円以内
分娩手当	1 件につき 30,000 円以内。ただし、当該分娩がハイリスク分娩に該当する場合は、ハイリスク分娩管理加算及びハイリスク妊婦管理加算の診療報酬額に相当する額を加算した額
救急勤務医手当	当直勤務 1 回につき、13,600 円 ただし、当直勤務の全部又は一部が深夜に及ぶ場合は、18,700 円とする。
病院勤務手当	医療職給料表(3)の適用を受ける係長 月額 11,500 円以内 医療職給料表(2)の適用を受ける係長 月額 7,500 円以内 上記以外の職員で医療職給料表(2)又は同表(3)の適用を受ける職員 月額 5,500 円以内 その他の職員 月額 3,000 円以内
放射線取扱手当	1 日につき 300 円以内
夜間看護手当	深夜の全部を含む勤務である場合 10,000 円 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 1 回につき 4,000 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 1 回につき 3,500 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 1 回につき 2,500 円
診断書等作成手当	1 件につき 3,000 円を限度として、作成する文書の内容及び当該文書の作成に要した期間を勘案して管理者が定める額
資格免許手当	月額 10,000 円以内で、資格免許等の区分に応じて管理者が定める額

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 2 年度	483,314 千円	528 千円
令和元年度	497,908 千円	572 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2 年度決算)」と同じ年度の時間外勤務手当支給者(短時間勤務職員を含む)である。

オ その他の手当(令和 3 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和 2 年度決算	
				支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		76,923 千円	253,035 円
住居手当		同じ		90,750 千円	168,368 円
通勤手当		同じ		89,403 千円	115,658 円
管理職手当		同じ		35,740 千円	992,783 円
休日勤務手当		同じ		12,204 千円	122,039 円
夜間勤務手当		同じ		75,537 千円	221,516 円
管理職特別勤務手当		同じ		0 千円	0 円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(2 年度決算)」における当該手当の受給者数(短時間勤務職員を含む)である。

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当	対象	扶養親族のある職員				
	支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算				
住居手当	借家	対象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員			
		支給金額	最大27,000円			
	持家	対象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700円			
通勤手当	対象	交通用具利用者		交通機関利用者		
	支給金額	※距離数は片道の距離				
		2km未満(通勤困難者)	2,500円		最大55,000円	
		2km以上4km未満	5,500円			
		4km以上6km未満	7,400円			
		6km以上8km未満	9,300円			
		8km以上10km未満	11,200円			
		10km以上12km未満	13,200円			
		12km以上15km未満	15,000円			
		15km以上20km未満	17,300円			
		20km以上25km未満	19,300円			
		25km以上30km未満	21,200円			
		30km以上35km未満	23,200円			
		35km以上40km未満	25,500円			
40km以上	27,800円					
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算					
管理職手当	対象	院長、副院長及び部長級、科(課)長級に該当する職員				
	支給金額	院長 146,400円 副院長 117,200円 部長級(医師) 90,400円 部長級(技師) 72,000円 科長級(技師) 54,600円 部長級(看護師) 64,800円 副部長級(看護師) 53,700円 部長級(事務) 72,600円 課長級(事務) 54,000円				
休日勤務手当	対象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員				
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135				
夜間勤務手当	対象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員				
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25				
管理職特別勤務手当	対象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員				
	支給金額	7級	平日	6時間以内	5,000円	
			週休日等	6時間超	10,000円	
		8級	平日	6時間以内	6,000円	
			週休日等	6時間以内	12,000円	
				6時間超	18,000円	

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B/A	前年度
R2年度	千円 1,832,822	千円 534,402	千円 80,209	% 4.4	% 4.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 44,579 千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	B/A	県平均
R2年度	人 23	千円 77,236	千円 18,117	千円 29,435	千円 124,788	千円 5,426	千円 6,166

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤枝市	40.7歳	297,149円	447,818円
団体平均	歳	円	円
事業者	39.5歳		409,079円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

水道事業		藤枝市（一般会計）	
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
1,280千円		1,459千円	
期末手当 2.55月分 (1.45月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,408千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度年度決算）		104,677円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	23人	3%

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		－円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		－%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－千円	患家1戸につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－千円	1件につき5,000円 ※夜間の場合は5割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和2年度	9,515千円	432千円
令和元年度	13,353千円	636千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和2年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		2,370千円	237,000円
住居手当		同じ		870千円	72,500円
通勤手当		同じ		2,122千円	96,436円
管理職手当		同じ		648千円	648,000円
休日勤務手当		同じ		185千円	13,229円
夜間勤務手当		同じ		0千円	0円
管理職特別勤務手当		同じ		0千円	0円

手当名		対象及び内容、支給単価等				
扶養手当		対 象	扶養親族のある職員			
		支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
住居手当	借家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員			
		支給金額	最大27,000円			
	持家	対 象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員			
		支給金額	4,700円			
通勤手当		対 象	交通用具利用者		交通機関利用者	
		支給金額	※距離数は片道の距離			
			2km未満(通勤困難者)	2,500円		最大55,000円
			2km以上4km未満	5,500円		
			4km以上6km未満	7,400円		
			6km以上8km未満	9,300円		
			8km以上10km未満	11,200円		
			10km以上12km未満	13,200円		
			12km以上15km未満	15,000円		
			15km以上20km未満	17,300円		
			20km以上25km未満	19,300円		
			25km以上30km未満	21,200円		
			30km以上35km未満	23,200円		
			35km以上40km未満	25,500円		
			40km以上	27,800円		
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算					
管理職手当		対 象	行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
		支給金額	7級(課長級) 54,000円 8級(部長級) 72,600円			
休日勤務手当		対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
		支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135			
夜間勤務手当		対 象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員			
		支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25			
管理職特別勤務手当		対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
		支給金額	7級	平日	6時間以内	5,000円
				週休日等	6時間超	10,000円
			8級	平日	6時間以内	6,000円
				週休日等	6時間超	12,000円
						18,000円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	給与比率	
				B/A	前年度
R2年度	千円 2,307,063	千円 184,561	千円 69,089	% 3.0	% -

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 19,220千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	B/A	県平均
R2年度	人 16	千円 57,257	千円 8,225	千円 22,828	千円 88,310	千円 5,519	千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数で会計年度任用職員を含まない。
 3 会計年度任用職員の給与費は含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤枝市	38.1歳	314,020円	459,945円
団体平均	歳	円	円
事業者	39.5歳		409,079円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

下水道事業		藤枝市（一般会計）	
1人当たり平均支給額 1,427千円		1人当たり平均支給額 1,459千円	
期末手当 2.55月分 (1.45月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	期末手当 2.55月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) 2 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,775千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度年度決算）		110,934円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	16人	3%

ウ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		－千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		－円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		－%	
手当の種類（手当数）		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員・業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合等において、職員が感染症若しくはその疑いのある物件を処理する作業に従事したとき。	－千円	患家1戸につき 1,000円
	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業等に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 3,000円 ※患者等の体に接触して行う作業等 4,000円
防疫等作業手当	職員が家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	－千円	作業に従事した日1日につき 380円 ※著しく危険である場合は、760円
	職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（野生いのししの死体の運搬など）	－千円	作業に従事した日1日につき 290円
行旅死亡人取扱作業手当	職員が行旅死亡人の取扱いの作業に従事したとき	－千円	1件につき5,000円 ※夜間の場合は5割増

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和2年度	615千円	41千円
令和元年度	－千円	－千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の時間外勤務手当支給者（短時間勤務職員を含む）である。

オ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	令和2年度決算	
				支給実績	職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	次表参照	同じ		1,260千円	420,000円
住居手当		同じ		1,955千円	162,950円
通勤手当		同じ		1,972千円	131,440円
管理職手当		同じ		648千円	648,000円
休日勤務手当		同じ		0千円	0円
夜間勤務手当		同じ		0千円	0円
管理職特別勤務手当		同じ		0千円	0円

手当名		対象及び内容、支給単価等			
扶養手当	対 象	扶養親族のある職員			
	支給金額	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算			
住居手当	借家	対 象	借り受け、居住の要件を満たす世帯主で月額12,000円以上の家賃等を支払っている職員		
		支給金額	最大27,000円		
	持家	対 象	所有・居住の2要件を満たす世帯主である職員		
		支給金額	4,700円		
通勤手当	対 象	交 通 用 具 利 用 者		交 通 機 関 利 用 者	
	支給金額	※距離数は片道の距離			
		2km未満(通勤困難者)		2,500円	
		2km以上4km未満		5,500円	
		4km以上6km未満		7,400円	
		6km以上8km未満		9,300円	
		8km以上10km未満		11,200円	
		10km以上12km未満		13,200円	
		12km以上15km未満		15,000円	
		15km以上20km未満		17,300円	
		20km以上25km未満		19,300円	
		25km以上30km未満		21,200円	
		30km以上35km未満		23,200円	
		35km以上40km未満		25,500円	
40km以上		27,800円			
その他	駐車料金を負担している職員は上記の金額に最大4,000円を加算				
管理職手当	対 象	行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級(課長級) 54,000円 8級(部長級) 72,600円			
休日勤務手当	対 象	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務を命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の135			
夜間勤務手当	対 象	22時から翌5時までの間に勤務することを命じられた職員			
	支給金額	1時間当たりの給与額の100分の25			
管理職特別勤務手当	対 象	臨時又は緊急の必要性により週休日又は休日等、もしくは平日の午前0時から5時までの間に1時間以上勤務した、行政職給料表(1)の職務の級が7級または8級に該当する職員			
	支給金額	7級	平日	6時間以内	5,000円
			週休日等	6時間超	10,000円
		8級	平日	6時間以内	6,000円
			週休日等	6時間以内	12,000円
				6時間超	18,000円